

裁判員制度の誕生に寄せて



最高裁判所長官 町田顯

本年5月28日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布され、5年以内に裁判員制度が実施される運びとなりました。

この制度は、国民の中から選ばれた裁判員が、刑事裁判の審理に参加し、裁判官とともに判決の内容を決めるというものです。法律の専門家ではない方々が加わることによって、裁判がより国民に分かりやすく、またその内容も国民の感覚を反映したものとなることが期待されています。また、この制度が定着していくことにより、司法に対する国民の信頼も一層高まることと思います。

裁判員制度は、このように我が国の司法にとって大きな意義を持っているわけですが、これが円滑に運営されていくためには、何よりも国民の皆さんの積極的な協力が不可欠です。制度の意義を理解し、裁判員に選ばれた際には、多くの皆さんに進んで参加していただけることを強く願っています。

メディアが実施した最近のアンケートなどによると、裁判員制度を設けることについては賛同するが、自らが裁判員になることについては消極的であるという思いを持っておられる方が

少なくありません。そうした方々にとっては、裁判員に選ばれた場合の種々の生活上の負担や「人を裁く」ことの重みに対する躊躇【ちゅうちょ】などが、大きな障害要因となっているようです。

確かに、裁判員に選ばされると、公判期日の都度裁判所に出頭していただかなければなりませんし、「人を裁く」ということが、大きな心理的負担を伴うものであることも事実です。しかし、国民が、裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人の有罪・無罪を決定し、刑を決めるという制度は、多くの国で採用されているところであり、我が国の裁判にとっても画期的な出来事だということができます。しかも、刑事裁判の審理は、皆さん一人一人にとっても、非常にやりがいのあるものとなるはずで、す。現在、国民が刑事司法に参加する制度として検察審査会という制度がありますが、検察審査員を経験した方のほとんどが、「最初は大変だと思っただけでも、やってみて良かった。」という感想を述べておられます。

専門家である法律家としても、国民の皆さんの負担をできるだけ軽いものとし、安心して裁判員になっていただけるよう、最大限の努力を傾けていかなければなりません。刑事裁判を、これまで以上に分かりやすく、計画的で迅速なものとするために、制度や運用を見直し、改善を図っていきたいと考えています。また、裁判員の職務内容を正しく理解していただくため、裁判や裁判所の仕組みなどを含め、裁判所の「素顔」に関する広報活動にも一層力を注いでいきたいと考えています。

この「司法の窓」特集号が、誕生した裁判員制度を知っていただくのに少しでもお役に立てれば幸いです。同時に、この制度が我が国の土壤にしっかりと根を下ろし、大樹となって成長するよう、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。